

# コーポレート・ガバナンスの強化に向けて

社会価値創造と企業価値向上の両立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいます

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方



しずおかフィナンシャルグループは、すべてのステークホルダー（「地域」「お客さま」「株主の皆さま」「役職員」「未来世代」）の幸せに貢献するとともに、自らも持続的に成長していくことが可能なレジリエントな（柔軟でしなやかな適応力のある）コーポレート・ガバナンス体制をめざしています。

“監督と執行の分離”をコンセプトとして掲げ、攻めと守りの両面から企業統治を高度化し、ステークホルダーが求めるコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組みます。

### ■コーポレート・ガバナンスに関する方針

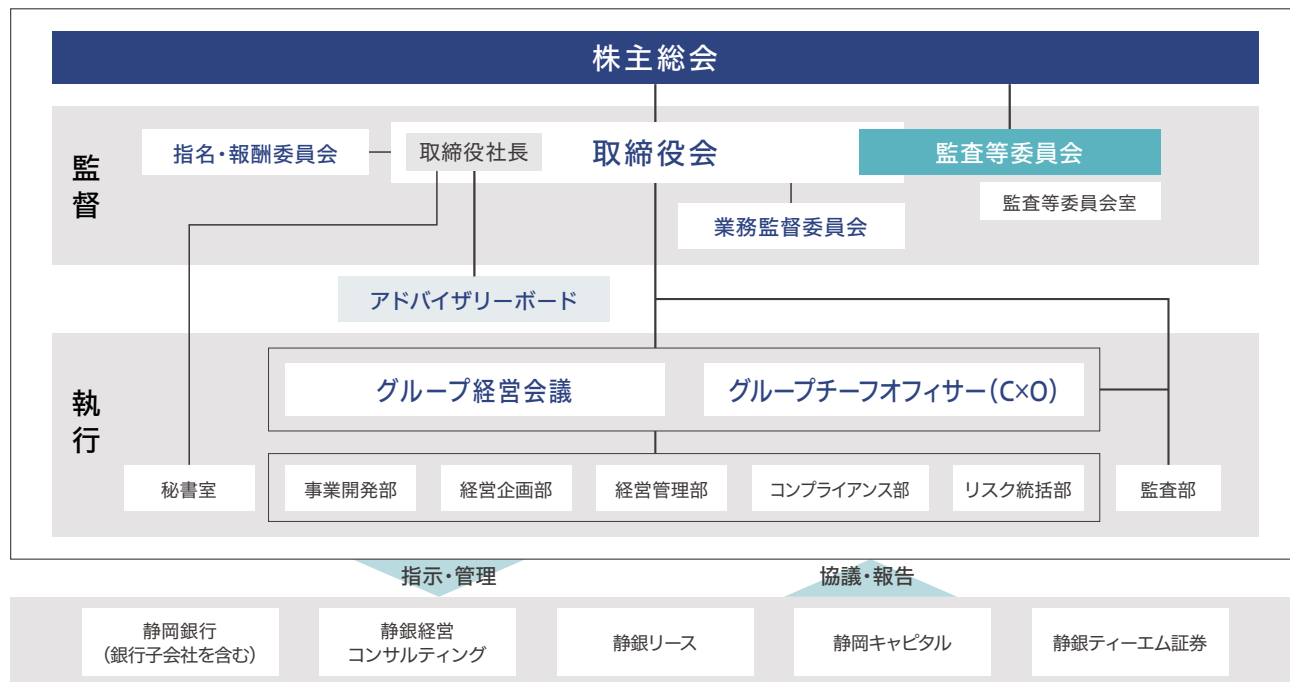
1	株主総会開催日の適切な設定、株主総会資料（英訳版も含む）のホームページへの掲載などを実施し、こうした株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けた取組みを継続的に実施することにより、株主の権利およびその平等性を確保します。
2	地域、お客さま、株主の皆さま、役職員をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され選ばれる総合金融グループであり続けるよう、経済、社会、環境など幅広い側面に配慮したバランスのとれた経営に取り組むことにより、持続可能性（サステナビリティ）の向上に努めます。
3	銀行法、金融商品取引法その他の法令および有価証券上場規程に基づき、適切な情報開示を行うとともに、非財務情報を含む情報の自主的な開示に努め、経営の健全性、透明性を確保します。
4	会社法に基づき取締役会で決定した内部統制システムの整備に係る基本方針に従い、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備します。 取締役会等における社外取締役による独立的な立場からの監督・助言を企業統治に取り入れ、また、監査等委員会や指名・報酬委員会の機能を適切に活用することで、グループ全体への経営監督機能を向上させ、持続的な企業価値の向上を図ります。
5	持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、積極的なIR活動などの情報開示を通して、株主との建設的な対話を行います。

## 持株会社体制におけるコーポレート・ガバナンス体制の全体像

### ■当社のグループ経営機構の体系

当社の経営機構を中心として、グループの企業価値の持続的な向上を図る企業統治体制を整備・運用しています。社外取締役を含む適切な構成による「取締役会」「監査等委員会」「指名・報酬委員会」の設置により、独立性をもった経営監督機能が発揮される体制としています。

また、執行部門では、グループ経営会議（「サステナビリティ会議（経営執行会議）」「グループ統合リスク・予算管理会議」「グループコンプライアンス会議」）のほか、執行分野毎のグループチーフオフィサー（CxO）を設置することで、グループ経営の強化を図っています。



2023年7月1日現在

### 取締役会

取締役10名、うち社外取締役5名（全員が独立役員）で構成され、業務執行からの独立性を高め、グループ経営に対する監督を担う機関として、中期経営計画等の経営戦略や内部統制に関する大綱を決定するとともに、グループの業務執行に対する監督を行っています。

### 監査等委員会

常勤監査等委員1名のほか、社外取締役3名（全員が独立役員）で構成され、社外取締役が委員長を務めています。内部監査部門とも連携することにより、客観性ときめ細やかな監査を両立する体制としています。

#### 指名・報酬委員会

当社の代表取締役2名と社外取締役5名で構成され、グループの経営幹部に対する監督の透明性の確保に向けて、役員の指名や役員報酬制度等について諮問を受けるほか、取締役会が授権する報酬決定機関として、当社取締役の確定金額報酬、業績連動型報酬の配分を審議します。

#### 業務監督委員会

取締役会による業務執行への監督機能を補強するため、取締役会議長、社外取締役、監査等委員、グループCIO（最高内部監査責任者）をメンバーとする業務監督委員会を設置し、業務執行状況のモニタリング等を実施しています。

#### アドバイザリーボード

経営執行において、客観性の確保や先進的な社外の考えを反映させることを目的に、取締役社長（CEO）の経営諮問委員会として、外部の有識者を中心に構成するアドバイザリーボードを設置しています。

## ■経営監督を担う取締役会の構成

当社は、持続的な成長の基盤となる柔軟で強固なガバナンス体制のもと、グループ経営を強化し、地域等への健全な金融仲介機能の提供に加え、地域の成長に貢献する新しいビジネスを展開していくことをめざしています。

取締役会は、グループ全体の多様な専門性に基づく業務執行を監督し、ステークホルダーとグループの持続的な成長につなげるミッションを担っており、上記のめざす姿を見据えつつ、「経営」「社会・経済」「ビジネス」の観点から各取締役が、自身の職歴等に裏付けられた知見に基づき総合的な見地よりその役割を発揮することで、取締役会全体として規模を含めた適切なバランスを確保しています。

氏名	地位	経営		社会・経済		ビジネス	
		上場企業としての経営監督	総合金融グループの舵取り	地域社会・経済への展望	社会変化への対応	金融仲介機能	新しいビジネス(事業開拓・事業構成)
中西 勝則	代表取締役/会長	●	●	●		●	●
柴田 久	代表取締役/社長		●	●		●	
八木 稔	取締役執行役員		●	●		●	
福島 豊	取締役執行役員			●		●	
清川 公一	取締役/監査等委員			●		●	
藤沢 久美	社外取締役	●		●	● イノベーション		●
稲野 和利	社外取締役	●	●	●		●	●
伊藤 元重	社外取締役/監査等委員	●			● 環境		
坪内 和人	社外取締役/監査等委員	●			● IT		●
牛尾奈緒美	社外取締役/監査等委員	●			● ダイバーシティ		

## ■社外取締役による独立性を確保した監督体制の構築

適切な経営監督のもと、経営環境に即した機動的な業務執行を可能とするため、監督機関（「取締役会」「監査等委員会」「指名・報酬委員会」）には、適切な構成の社外取締役を選任しています。

取締役会



監査等委員会

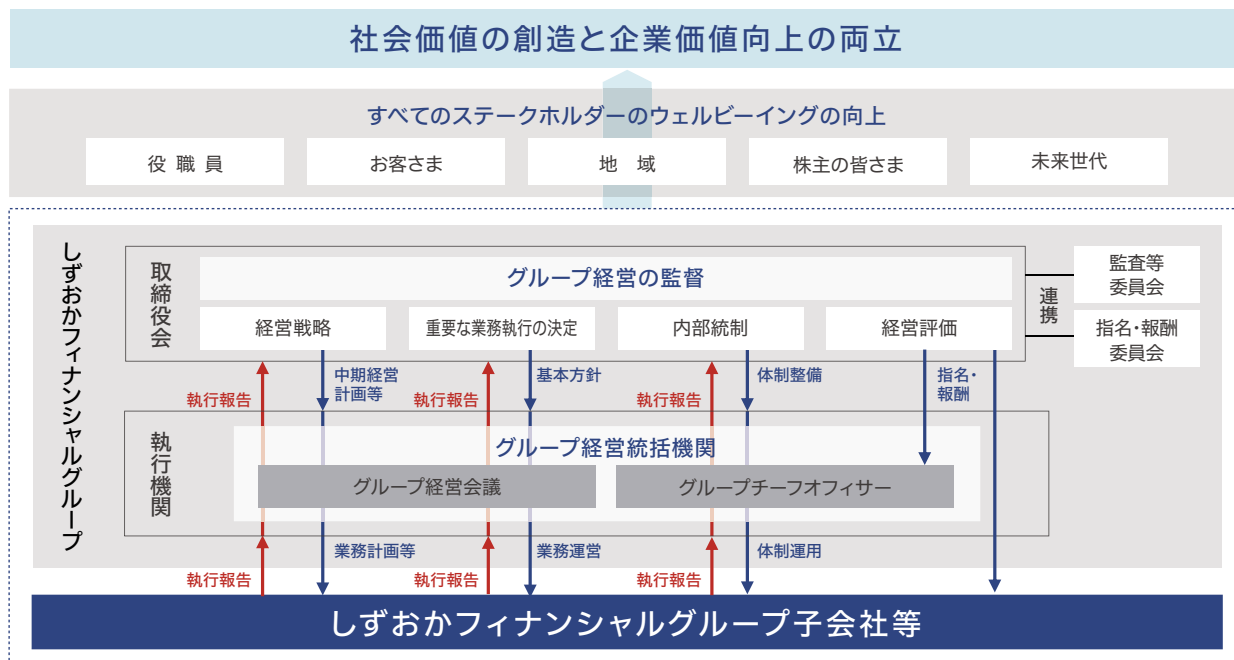


指名・報酬委員会



## ■取締役会およびグループ経営会議、グループチーフオフィサー（CxO）の役割

しずおかフィナンシャルグループは、ステークホルダーとの適切な関係を構築しながら、持続的な企業価値の向上をめざしています。取締役会は、「経営戦略」「重要な業務執行の決定」「内部統制」「経営評価」の観点から、グループ経営を監督しており、また、取締役会の監督のもと「グループ経営会議」「グループチーフオフィサー（CxO）」は、子会社を含むグループ全体の業務執行を見渡し、適切な経営資源の配分やグループシナジーの創出を図ります。



## ■「グループ経営会議」の役割

### サステナビリティ会議（経営執行会議）

取締役会に提出する議案の審議および、取締役会ならびに取締役会の委任を受けたその他の会議体の専決事項を除く業務の執行を決定するほか、グループ会社の業務執行に関して、各社間の必要な調整等を行う。

### グループ統合リスク・予算管理会議

グループの統合リスク管理に関する基本方針、管理状況、総合予算計画の進捗状況、資産・負債の総合管理ならびにこれら事項に係る今後の対応方法について審議する。

### グループコンプライアンス会議

取締役会に付議するコンプライアンスにかかる基本方針（倫理憲章）およびコンプライアンス・ポリシーの改定、ならびに具体的諸施策の実行および評価など、グループのコンプライアンス全般を統括管理する。

## ■「グループチーフオフィサー（CxO）」の役割

グループCEO 最高経営責任者	グループ全体の経営に対する責任を持ち、すべてのステークホルダーの価値の最大化に向けたグループ経営方針の策定を主導し、グループの経営全般を統括する。
グループCFO 最高財務責任者	グループ全体の経営資源を活用した経営戦略の実現に責任を持ち、グループの収益性・成長性・健全性向上の観点からグループ経営戦略全般を統括する。
グループCIO 最高情報責任者	グループ全体のIT戦略ならびにシステム管理体制の整備・運用に責任を持ち、情報システム管理の観点から、グループ全体の業務執行を統括・牽制する。
グループCRO 最高コンプライアンス・リスク管理責任者	グループ全体におけるコンプライアンス・リスク管理体制の整備・運用に責任を持ち、コンプライアンス・リスク管理の観点から、グループ全体の業務執行を統括・牽制する。
グループCIAO 最高内部監査責任者	グループ全体における監査体制の整備・運用に責任を持ち、執行部門から独立した立場でグループ全体の業務執行を牽制・監査する。

## ■取締役会全体の実効性評価による改善への取組み

持株会社体制移行前の2015年度より毎年度、取締役会全体の実効性に関する評価を実施し、実効性向上に向けた取組みに活かしています。2022年度は、当社の取締役会において「取締役会運営のあり方」に関する議論を行ったうえで、そこから得られたポイントを踏まえ取締役へのアンケートを実施し、分析・評価結果を取締役会へ報告しました。前年度の評価（持株会社体制移行前の静岡銀行取締役会）において課題として認識した「グループ経営視点の議論の活性化」「社外役員への事業現場に関する情報提供の充実」に関し、当社取締役会において、事業

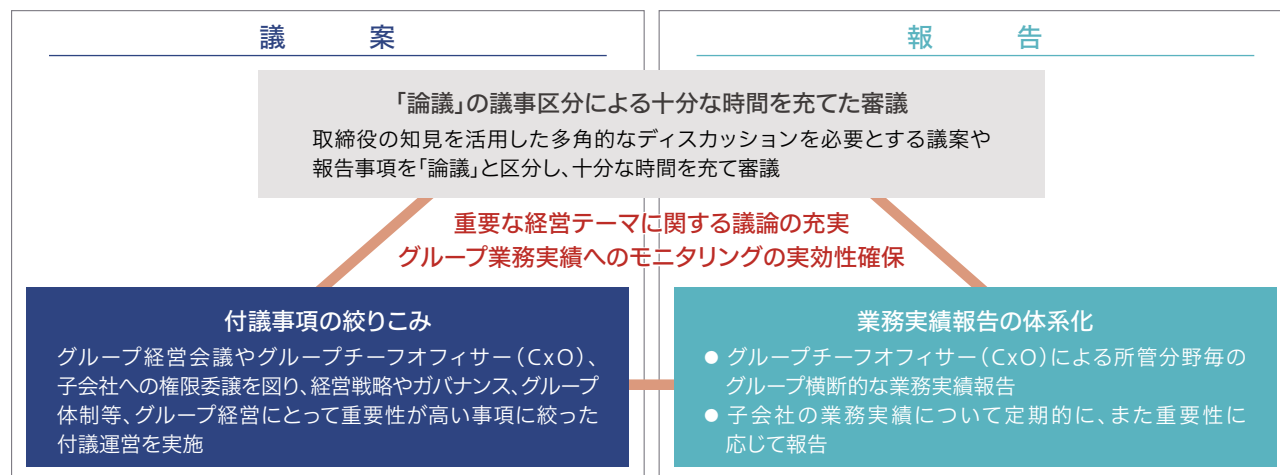
現場を統括する子会社各社の社長からの経営方針等の報告機会を設けたほか、グループチーフオフィサー（CxO）からのグループ横断的な業務実績報告を体系化し運用を開始したこと等により改善を図りました。今後は、グループ各社や執行部門への監督の実効性を向上させるため、社外取締役が子会社等の事業特性を理解する機会の拡充、および社外取締役とグループチーフオフィサー（CxO）等執行役員とのコミュニケーション機会の充実に取組んでまいります。

静岡銀行		しずおかフィナンシャルグループ	
	2020年度	2021年度	2022年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指名・報酬委員会の設置</li> <li>② 役員向けガバナンス勉強会</li> <li>③ 独立役員と営業現場の交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重要案件の決議に先立った議論の機会の確保</li> <li>② 一部の社外役員が社内の委員会へオブザーバー参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中期経営計画や業務計画における、子会社各社社長の審議への参加</li> <li>② グループチーフオフィサー（CxO）によるグループ横断的な業務実績報告によるモニタリング</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切なリスクテイクに向けた議論の活性化</li> <li>② 社外役員への執行部門に関する情報提供の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① グループ経営視点の議論の活性化</li> <li>② 社外役員への事業現場に関する情報提供の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社外取締役が子会社等の事業特性を理解する機会の拡充</li> <li>② 社外取締役とグループチーフオフィサー（CxO）等執行役員とのコミュニケーション機会の充実</li> </ul>

## ■しずおかフィナンシャルグループの取締役会運営について

適切な監督体制のもと、グループ経営会議やグループチーフオフィサー（CxO）、子会社への権限委譲を図り、グループ経営にとって重要性の高い事項に絞った付議運営に努めています。適切な監督体制を構築するため、執行部門や子会社等からの報告を体系化のうえ運用しており、具体的には、グループチーフオフィサー（CxO）からの所管分野毎のグループ横断的な業務

実績報告に加え、子会社の業務運営の状況についても、定期的に、また重要性に応じて取締役会へ報告がなされる体系としてあります。なお、取締役の知見を活用して、多角的にディスカッションする議案や報告事項を「論議」と区分し、十分な時間を充て審議する議事運営を行っています。





## ■企業価値の向上に向けた取締役の報酬体系

### 取締役の報酬に関する基本方針

- ① 取締役の報酬体系は、当社グループがすべてのステークホルダーの価値を最大化できるサステナブルな企業グループを目指すうえで、健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する。
- ② 取締役の報酬は、グループの経営管理を的確に行う責務を踏まえ、健全な経営体質の維持・向上を図るため、各取締役が果たすべき役割、責務およびその成果を反映したものとします。
- ③ 報酬等の決定プロセスは、株主総会の決議内容を遵守しつつ、取締役会による適切な監督のもと、指名・報酬委員会の関与・助言により、公正性と客観性を確保する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は「確定金額報酬」のほか、「業績連動型報酬」、「株価連動型ポイント制役員報酬」および「譲渡制限付株式報酬」で構成され、「業績向上への意欲や士気」、「企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識」を高める体系としています。社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、中立性・独立性を確保する観点から、「確定金額報酬」のみの構成としています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各報酬の配分は、

2023年6月16日開催の第1期定時株主総会において取締役会に一任を受けています。うち、「確定金額報酬」および「業績連動型報酬」の配分は、取締役会の決議により指名・報酬委員会へ一任のうえ決定します。

監査等委員である取締役の報酬（「確定金額報酬」のみ）の配分は、監査等委員である取締役の協議により決定し、年額90百万円以内としています。

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の構成

	基本報酬（現金報酬）	業績連動報酬等（現金報酬）		非金銭報酬等（株式報酬）
	確定金額報酬	業績連動型報酬	株価連動型 ポイント制役員報酬	譲渡制限付株式報酬
	取締役（監査等委員を除く）		取締役（社外取締役・監査等委員を除く）	
上限金額 ※1	年額210百万円以内	親会社株主に帰属する 当期純利益水準に応じて 0～140百万円	年5万ポイント以内 (1ポイント=1株相当)	年額50百万円以内 かつ5万株以内
構成割合 ※2	60%	20%	10%	10%

※1 対象取締役合計

※2 「株価連動型ポイント制役員報酬」、「譲渡制限付株式報酬」は、過去の株価水準等を参考に算出しております。報酬構成割合は、「業績連動型報酬」の支給額および当社株価により変動します。

#### 業績連動型報酬

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の連結業績向上への意欲や士気を高め、当社グループの業績を報酬に反映させることを目的に、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とした業績連動型報酬を導入しています。

#### 譲渡制限付株式報酬

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的に、譲渡制限付株式報酬を導入しています。本制度は、取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職後の一定の期間までの譲渡制限期間が設定された当社普通株式を付与します。

#### 株価連動型ポイント制役員報酬

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、在任中の企業価値増大へのインセンティブ機能をより一層向上させるとともに、株主重視の経営をより深化させることを目的とした株価連動型ポイント制役員報酬を導入しています。本制度は、年間で一定のポイントを付与したうえで、保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当社株価終値平均を乗じた額を現金で支給します。

# コンプライアンスの徹底とリスクマネジメント

経営を取り巻く環境の変化や業務の多様化・複雑化などに対し、  
グループとしての的確かつ適切に対応するため、  
コンプライアンス体制および統合的リスク管理体制の一層の強化に取り組んでいます。

## 基本方針

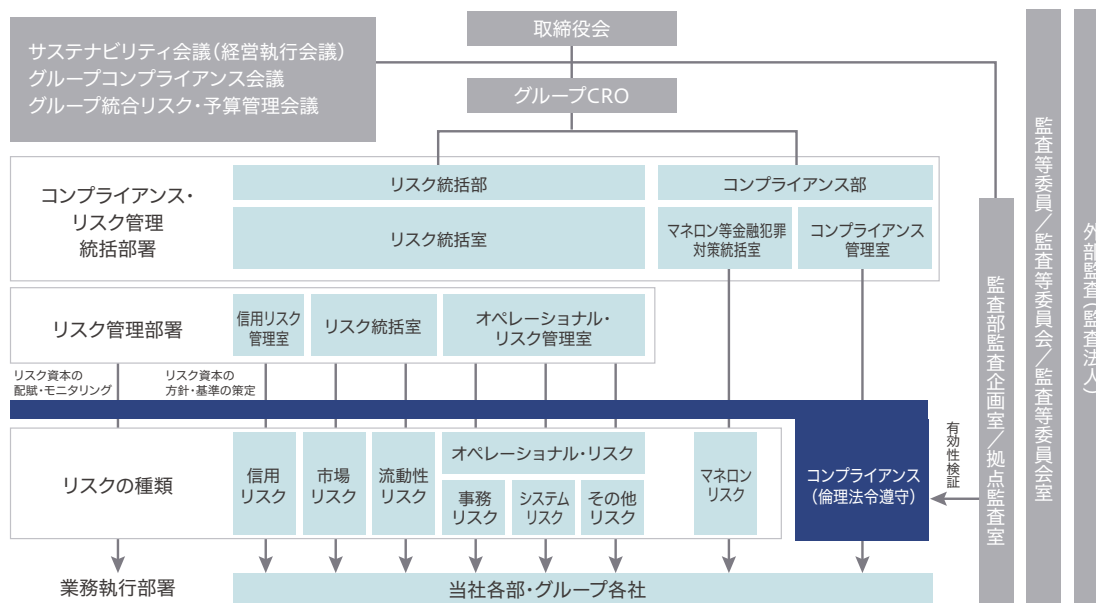


しずおかフィナンシャルグループは地域社会を形成する一員として、法令や社会ルールの遵守はもちろん、豊かな社会常識と公平無私な心を持って、地域社会と共存しながら発展していくため、コンプライアンス（倫理法令遵守）の基本方針として「倫理憲章」を定めています。

### 倫理憲章

信頼の確保	私たちは、金融グループの持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図ります。
法令・規定の遵守	私たちは、業務遂行にあたって法令・社内規定を遵守することはもちろん、誠実・公正を旨として、社会の一員としての規範を全うします。
豊かな社会常識と公平無私な心	私たちは、豊かな社会常識と公平無私な心を養い、地域社会の発展に貢献します。
反社会的勢力等との関係遮断	私たちは、反社会的組織、公序良俗に反する組織からの不当な要求は断固として拒否するとともに一切の関係を排除します。
活発なコミュニケーション	私たちは、ステークホルダーとのコミュニケーションを活発にし、相互に協力しあって強固なコンプライアンス体制を構築します。

### しずおかフィナンシャルグループのコンプライアンス・リスク管理体制図



## コンプライアンス運営体制

### ■コンプライアンス運営体制

しずおかフィナンシャルグループでは、コンプライアンスの具体的な実践計画として、毎年度コンプライアンスプログラムを策定しています。

また、コンプライアンスの統括責任者であるグループCRO（最高コンプライアンス・リスク管理責任者）を議長に取締役等で構成するグループコンプライアンス会議を毎月開催し、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項を審議するほか、コンプライアンスプログラムの実施状況を含むグループベースでのコンプライアンス体制について、評価と見直しを行っています。

さらに、コンプライアンス統括部署を設置し、グループ各社のコンプライアンス関連情報の一元管理を通じたモニタリングにより、グループ全体の違反の未然防止と体制の維持・強化に取り組んでいます。同部署にはコンプライアンスオフィサーと顧客保護等管理担当を配置し、立入調査等を通じてグループ各社に対する指導・モニタリングを実施しています。

なお、グループ各社においても、コンプライアンスプログラムの策定、実施等を通じてコンプライアンスの推進に取り組むとともに、各社のコンプライアンス会議に対してコンプライアンスの状況に関する報告を行っています。

### ■コンプライアンス重視の企業風土の醸成

しずおかフィナンシャルグループでは、グループ全体のコンプライアンスの統括責任者としてグループCROを設置し、経営が率先してコンプライアンスに関与し取り組むことで、グループ全体のコンプライアンス意識の高揚を図っています。

また、コンプライアンス意識のさらなる醸成と向上に向けた諸施策を実施しています。

#### 内部通報制度「オピニオンボックス」の設置

法令等への違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見・是正することを目的として、しずおかフィナンシャルグループのすべての役職員（退職後1年以内の者を含む）が直接投稿できる内部通報制度「オピニオンボックス」を設置し、組織の自浄機能を高めています。

グループCRO、コンプライアンス統括部署および顧問弁護士事務所に受付窓口を設置しており、電話、文書、eメール、web受付フォーム、グループウェア（社内LAN）のいずれかの手段で、顕名・匿名を問わず投稿することができます。

法令上の守秘義務を負う「公益通報対応業務従事者」が投稿内容を取り扱うとともに、本人の同意がない限り投稿者名は非公表とし、役職員はいかなる場合でも投稿者を検索してはならないこと、および投稿者に不利益な取扱いを行ってはならないことを定め、役職員が利用しやすいよう配慮しています。

また、研修等においてコンプライアンス統括部署が継続的に制度を説明し理解を深めているほか、オピニオンボックスを身近な制度としてとらえることを目的に、半年ごとに、全役職員によるオピニオンボックスへの体験投稿を実施しています。

オピニオンボックスは、職場や業務に関するさまざまな意見を投稿する機会としても利用されています。

#### マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策への取組み

日本および国際社会がともに取組まなくてはならない課題として、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」）対策の重要性が近年さらに高まっています。しずおかフィナンシャルグループは、マネロン等対策を単なる法令遵守にとどまらない、経営上の問題に発展するリスク管理上の課題ととらえ、グループ一体となって対策の実効性向上に努めています。

当グループの管理態勢は、金融庁「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で示されている「三つの防衛線」の考え方に基づいたものとしています。

資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅をめざし、安全で利便性が高い金融サービスを維持するために、引き続き関係省庁と連携しながらマネロン等対策の強化に取り組んでまいります。

#### ■静岡銀行の管理態勢

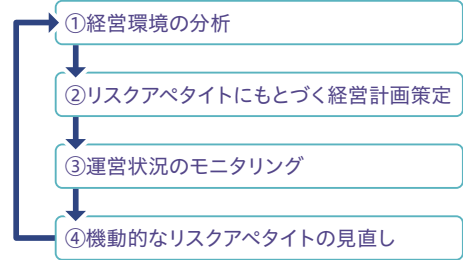
区分	部署	役割
第1の防衛線 (営業部門)	営業店、 ローンセンター等	方針や手続等を正しく理解し、 的確に実施
第2の防衛線 (管理部門)	マネロン等金融犯罪対策 統括グループ、 本部業務所管部	第1の防衛線(営業部門)の モニタリングとサポート
第3の防衛線 (内部監査部門)	監査部	マネロン・テロ資金供与対策 の有効性等の検証



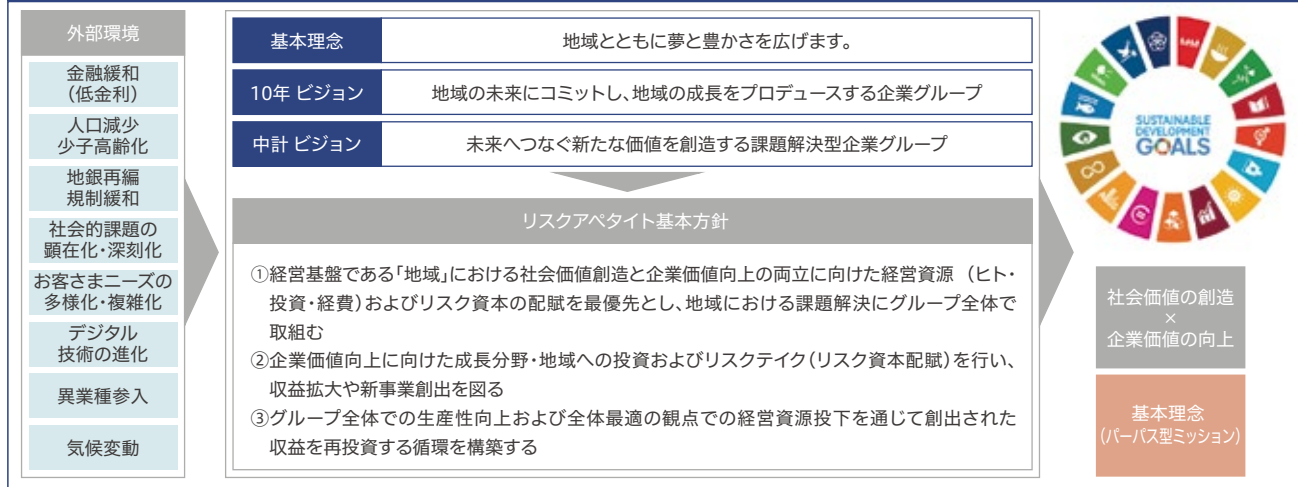
## リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)

しずおかフィナンシャルグループでは、基本理念および経営目標を実現するためのリスクアペタイト（進んで取るべきリスクの種類と量）を明確化し、経営管理やリスク管理の手法としてRAFを活用しています。

具体的なプロセスは右表のとおりですが、RAFの活用を通じてリスクリターン最適化を実現し、グループの中長期的な成長を目指します。



### 第1次中期経営計画 グループリスクアペタイト基本方針



## リスク管理体制

しずおかフィナンシャルグループでは、持株会社の方針に沿ってグループ各社が自社のリスクを管理し、持株会社はグループ全体のリスクを統合的に管理しています。

具体的には、グループ会社は、自社のリスク管理の組織、役割等を定め、自らリスク管理を行ったうえで、リスクの状況について持株会社に報告しています。持株会社は、リスク管理の方針をグループ各社に徹底し、リスク管理統括部署がモニタリングし、必要な指導を行うことで、グループ全体のリスクを適切にコントロールしています。リスク管理の統括責任者であるグループCROは、リスクの状況について取締役会へ定例的に報告しています。

## 統合的リスク管理体制

しずおかフィナンシャルグループでは、リスク管理の基本方針などを定めた「グループリスク管理基本規程」のもと、リスクの定義、リスク管理を行うための組織体制、リスク管理の具体的な手続き等、基本的枠組みを定めています。

また、収益性向上と健全性維持のバランスを確保するため、リスク資本配賦による管理体制を統合的リスク管理の中心に位置づけています。

「リスク資本配賦」とは、リスクを経営体力の中で許容できる範囲内に収めることで経営の健全性を確保する仕組みであり、中核的な自己資本を配賦原資としてグループ会社である静岡銀行の各業務執行部署および銀行を除くグループ各社に配賦し、仮に信用リスクや市場リスクなどが顕在化した場合でも、損失が自己資本の範囲内に収まるようにコントロールしています。

## 信用リスク管理体制

しずおかフィナンシャルグループでは、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、リスク統括部信用リスク管理室を信用リスク管理部署とし、国内外の信用リスク全般の管理を行っています。とくに、信用リスク管理の根幹をなす「債務者格付制度」を含む内部格付制度は、信用リスク管理室が制度の「設計」と「運用の監視」を、グループ各社の与信管理部門が「運用」を、リスク統括部リスク統括室が制度の適切性の「検証」を行うこととし、これらの3部署による相互牽制により内部格付制度が適正に機能する体制を構築しています。

また、信用リスク管理室は、与信ポートフォリオに内在する信用リスクを統計的手法により計量化し、将来のリスク量を把握するほか、大口与信先や特定業種への与信集中状況などをモニタリングし、過度な信用リスクが発生しないようにコントロールしています。

さらに、信用リスク管理体制の整備・運用状況の適切性・有効性について、営業部門・与信管理部門・リスク管理部門から独立した監査部が監査する体制としています。

### 債務者格付制度

しずおかフィナンシャルグループでは、貸出取引先の信用度を正確に把握し、信用リスク管理を精緻化するため、「債務者格付制度」を導入しています。

同制度では、客観性維持の観点から貸出取引先の財務状況・資金繰りなどの財務データによる定量面の評価をもとに、リレーションを通じて把握した事業特性、成長可能性等の定性面の評価を加味して、格付を12段階に区分しています。

この債務者格付は、自己資本比率算出や自己査定のカテゴリ分け、一般貸倒引当金の算定、問題債権の管理などに幅広く使用しています。

## 市場リスク管理体制

しずおかフィナンシャルグループでは、市場性取引において、リスク資本配賦額や評価損益額のほかに、ポジション額や感応度等に限度を設けることで、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールしています。

預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の取引については、市場リスク量が一定範囲に収まるように経営企画部事業戦略室がリスクの状況や金利見通し等を踏まえたヘッジ取組方針を策定し、グループ統合リスク・予算管理会議において審議する体制としています。

静岡銀行等の市場部門で、取引執行部署と事務管理部門を厳格に分離するとともに、独立したリスク管理部門を設置し、相互牽制体制を確立しています。また、この3部門の牽制体制の有効性を、業務執行部署から独立した監査部が検証しています。

### バックテスト

平常時におけるリスク量を計量化するVaR<sup>®</sup>計測モデルの精度を検証するため、VaRと実際の損益を比較するバックテストを実施し、十分な精度を有していることを検証しています。

#### ※VaR(バリュー・アット・リスク)

VaRとは、平常時において一定期間に被る可能性のある損失額を統計的に計測するリスク管理方法です。

### ストレステスト

平常時におけるリスク量を計量化するVaRを補完するため、通常では起こりえない市場の大きな変動を想定したストレステストを実施して、グループ統合リスク・予算管理会議等に報告しています。ストレステストでは、あらかじめ想定した変動幅だけ市場が変化した場合のシナリオや、市場が急変した過去の事例等を参考にしたシナリオなどにより、急激な市場変動が生じた場合の損失額等を算出しています。

## 流動性リスク管理体制

しずおかフィナンシャルグループでは、円貨、外貨それぞれの資金繰り管理部門（静岡銀行の市場営業部資金為替グループ、経営企画部事業戦略ALMグループ、市場国際業務部市場国際業務センター等）と、同部門から独立した流動性リスク管理部門（リスク統括部リスク統括室）を設置することで、相互牽制を図る体制を整備しています。資金繰り管理部門の1つである静岡銀行市場営業部資金為替グループにおいて、所要調達額が一定範囲内に収まるようコントロールしているほか、市場環境に留意しながら安定的な資金繰りに努めています。また、流動性リスク管理部門では、資産負債構造の安定性評価や資金繰り管理部門の運営状況などをモニタリングしています。

また、不測の事態に備え、非常時の資金繰り管理として、「第1フェーズ(予防的段階)」「第2フェーズ(要注意段階)」「第3フェーズ(流動性懸念段階)」「第4フェーズ(流動性枯渇段階)」の4区分を設定し、各フェーズにおける権限者、対応策をあらかじめ定め、速やかに対処できる体制を整備しています。

市場流動性リスクについては、資金化が可能な高流動性資産の保有状況を流動性リスク管理部門がモニタリングしているほか、静岡銀行等の市場部門においては流動性を考慮した運用資産の選定や、銘柄・期間別の限度枠を設定するなどの対応を行っています。

## オペレーショナル・リスク管理体制

しずおかフィナンシャルグループでは、オペレーショナル・リスクを発生原因に応じて複数のリスクカテゴリーに区別しており、各カテゴリーのリスク所管部署が専門的な立場からそれぞれのリスク管理を行い、リスク統括部オペレーショナルリスク管理室がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施しています。また、オペレーショナル・リスク管理の基本方針にもとづき、内部損失データの収集・分析、リスクコントロールセルフアセスメントの実施など、オペレーショナル・リスクの管理体制の強化に取り組んでいます。これらのリスク管理体制は、被監査部門から独立した監査部が立入検査などを通じて有効性を検証しています。

オペレーショナル・リスクのなかでも代表的な事務リスク、システムリスクの管理体制は次のとおりです。

### 事務リスク管理

事務リスク管理の基本方針などを「グループ事務リスク管理規程」に定め、規定に則った厳正な業務運営を行うとともに、発生した事務事故は、リスクの高い事象から優先的に再発防止策を実施することにより、事務リスクの低減を図っています。また、業務の多様化や取引量の増加に適切に対応し、想定される事務リスクを回避するために、システム化による効率化、営業店事務の集中処理部署への集約などを進めています。

### システムリスク管理

コンピューターシステムを情報資産の一つに位置づけ、システムリスクに対する取組方針などを「情報資産の安全対策に関する基本方針（セキュリティポリシー）」に定めるとともに、「情報資産の安全対策基準（セキュリティスタンダード）」にもとづく各種安全対策の実施により、コンピューターシステムを安全かつ確実に運用しています。

### ◎「ISO27001」の認証取得

グループのコンピューターシステムの開発・運用・保守・管理などを主要事業とする静岡ITソリューションでは、情報保護に対する意識、社会的責任が高まるなか、2008年3月、「ISO27001」の認証を取得しました。「ISO27001」とは、改ざん、紛失、漏えい、盗難等のリスクから情報を保護する「情報セキュリティマネジメントシステム」に関する国際規格です。

## サイバーセキュリティ

### ■サイバーセキュリティ管理体制

インターネットによる経済活動やコミュニケーションが日常となり、国内外で重要なインフラサービスに深刻な影響を及ぼすサイバー攻撃の脅威が高まっています。しずおかフィナンシャルグループでは、サイバー攻撃のリスクを重要な経営課題の一つと位置付け、継続的にセキュリティ対策を推進するとともに高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、サイバーセキュリティ管理方針を定め、日々の防衛に努めています。

経営主導でサイバー攻撃に対応するため、グループCROの下に、グループ横断的組織として「しずおかフィナンシャルグループCSIRT」（以下、CSIRT※1）を設置し、サイバーセキュリティの脅威情報の収集・発信、攻撃検知時の調査・対処、各種セキュリティ対策などを実施しています。

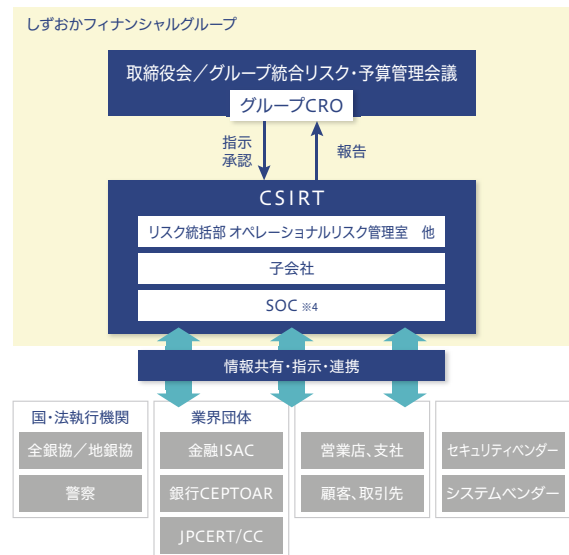
また、CSIRTでは、静岡県警察本部との共同対処協定締結や外部団体である金融ISAC※2および日本シーサート協議会※3への加盟にくわえセキュリティ会社と専属契約を締結し、サイバー攻撃に迅速に対応できる体制を整備するなど、外部機関との連携を通じて、サイバーセキュリティ管理体制の実効性向上にも取り組んでいます。

※1 Computer Security Incident Response Teamの略でコンピュータセキュリティにかかる事案に対処するための組織

※2 金融機関間でサイバーセキュリティに関する情報を共有し、連携して対策にあたる枠組みとして設立された法人

※3 企業の組織内CSIRTが多数加盟している専門的な知見を有する団体

※4 技術的なセキュリティ評価を一元的に担当グループ固有の専門組織（セキュリティオペレーションセンター（SOC））として静岡ITソリューションに設置



### ■教育・訓練

しずおかフィナンシャルグループでは、サイバー攻撃への備えとして、グループ役職員のリテラシー向上が重要と考えており、全役職員を対象とする情報セキュリティセミナーやEラーニングの実施、最新のセキュリティ動向の共有、不審メール訓練などを通じ、教育・啓発活動に継続的に取り組んでいます。

また、CSIRTを中心に、金融ISACや内閣サイバーセキュリティセンターなどが主催する各種訓練・演習にも定期的に参加し、サイバーセキュリティ管理体制の高度化に努めています。

## 内部監査

しずおかフィナンシャルグループでは、持株会社を監査等委員会設置会社とし、攻めと守りの両面から企業統治をより高度化することで、ステークホルダーが求める柔軟かつ強固なガバナンス体制の構築に取り組むとともに、客観性・透明性が高い経営体制をめざしています。

持株会社の内部監査部門である監査部は、こうしたガバナンス体制を内部監査により支えるため、内部監査の品質向上に継続的に取り組んでいます。

### ■内部監査の役割(目的と使命)

内部監査の使命は、組織体の価値を高め保全することであり、監査部は組織体の目標達成に役立つ諸活動を実施しています。

### ■グループ内部監査の運営体制

監査部は、取締役会の監督のもとグループCIO（最高内部監査責任者）の指揮を受けて内部監査活動を行い、客観的で実効性のある内部監査を実施するため、執行部門から独立して、執行部門に対する牽制機能を確保しています。

取締役会は、グループ内部監査方針を含む内部監査規程を定め、内部監査計画を決議します。

監査部はこれらの規程・計画に基づき当社各部およびグループ各社に対して、コンプライアンス・リスク管理体制をはじめとする内部統制の適切性および有効性について内部監査を実施します。

内部監査の結果については、取締役会および監査等委員会へ定期的に報告するとともに、問題点の改善提言および改善策・改善状況のフォローを行っています。

また、グループ各社においても、内部監査に係る部門や担当者が内部監査等を実施しており、グループ全体の内部監査活動をグループCIOが統括する体制としています。

### ■内部監査部門とその他機関等との連携状況

監査部は、社外役員を含む取締役、監査等委員、グループ会社の代表者や内部監査部門等と定期的に意見交換・情報共有の機会を設けることにより、グループ経営に資する提言等を行うように努めています。

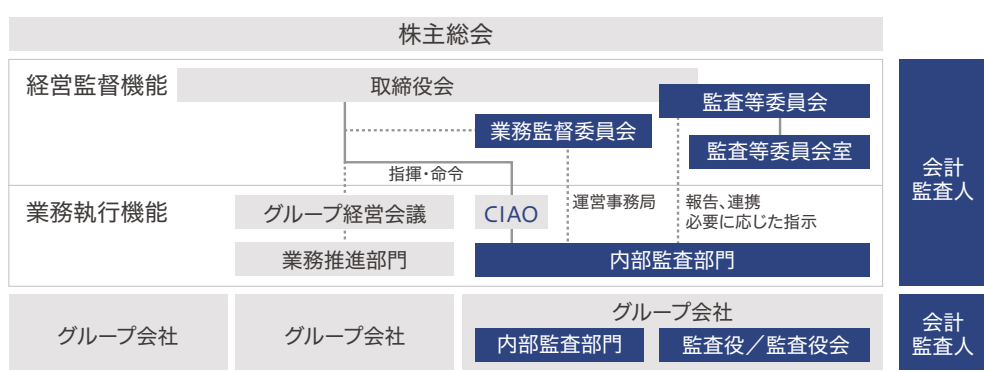
監査等委員会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査等委員会の開催時に、内部監査の実績をCIOから報告しています。</li> <li>また、内部監査計画を策定する際には、策定方針等について、取締役会への報告前に、監査等委員会に報告し意見・助言等を受けています。</li> </ul>
社外取締役等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>しずおかフィナンシャルグループでは、取締役会による業務執行の監督機能の補強を目的に、任意機関として業務監督委員会を設置し、執行部門の業務執行状況のモニタリング等を行っています。</li> <li>この委員会は、全社外取締役等を委員、静岡銀行の社外監査役を含む全監査役をオブザーバー、監査部を事務局としており、開催を通じて各役員より意見・助言等を受けています。</li> </ul>
常勤監査等委員等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月、常勤監査等委員、静岡銀行の常勤監査役および監査部との間で、情報交換会を開催しています。</li> </ul>
CEOとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に開催されるチーフオフィサーミーティングにCIOが出席し、情報共有を図っています。</li> </ul>

### ■内部監査の品質向上・高度化への取組み

監査部では、経営・事業環境の変化に応じた実効性と品質が高い内部監査を実施するよう、様々な取組みを行っています。

内部監査の対象となる会社・部署・業務に内在するリスクを評価したうえで、年度ごとの内部監査の対象、頻度、深度等を決定し、監査資源を効率的に配分しています。

また、内部監査に関する国際資格等の取得推進、外部講習の受講などにより、人材育成に努めているほか、専門的な知識を要する分野については、外部機関の活用を検討するなど、内部監査の品質向上を図っています。



(注) 白抜き文字の機関・部門は相互に連携



# 安心・安全なサービスの提供

しずおかフィナンシャルグループでは、お客さまの目線に立った店頭づくりと、より身近で便利にご利用いただけるネットワークの充実に努めています。

また、金融サービスのエキスパートとしてお客さまと真摯に向き合い、信頼で結ばれた関係をめざしています。

## お客さま本位の業務運営方針

しずおかフィナンシャルグループでは、お客さまの資産形成・運用関連業務における「お客さま本位の業務運営方針」を制定し、お客さまに寄り添った活動を通じてお客さま満足度の向上に努めています。

本方針の実践に向けて、具体的なKPIを定め、その取組状況をモニタリングし、結果を定期的に公表しています。また研修等を通じ、役職員自らがお客さま本位の業務運営の実践を検証できる体制を整備しています。

今後も、お客さまに寄り添った活動に取組むことで、提供する情報・サービスの質を高め、より多くのお客さまに選ばれる総合金融グループを目指してまいります。

※「お客さま本位の業務運営方針」はしずおかフィナンシャルグループのホームページに掲載しています。

## 金融ジェロントロジーへの取組み



高齢化が進展するなか、高齢のお客さまに寄り添った金融サービスの提供を重要な経営課題の1つとして捉え、グループ会社である静岡銀行は、メガバンクや主要な保険会社・証券会社とともに「日本金融ジェロントロジー協会」に「特別会員」として加盟しています。

本協会は、大手金融機関および大学が共同で設立したもので、金融ジェロントロジーに関する知識の啓発や普及、情報提供、書籍等の発行、企業等との情報共有などを展開しています。本協会の研究成果やノウハウを積極的に活用し、お客さまに最適な金融サービスを提供してまいります。

### 金融ジェロントロジー（金融老年学）とは

- ・認知科学や老年学と金融研究を組み合わせた研究領域
- ・高齢のお客さまの金融行動や経済社会に与える影響を分析する

## お客さまに安心してお取引いただくために

### 利益相反取引の防止に向けた取組み

金融機関が提供するサービスは多様化しており、お客さまとの間で利害が対立する「利益相反」が発生する懸念が高まっています。しずおかフィナンシャルグループではこうした事態を避け、利用者保護をより一層意識した業務運営を行うため、「利益相反管理方針」を定めています。

この方針のもと、お客さまとグループ各社とのお取引のうち、利益相反のおそれのある取引を特定し、適切に管理することで、お客さまの利益を不当に害することを未然に防止します。

### 個人情報保護への取組み

グループ各社が「プライバシーポリシー（お客さまの個人情報保護に関する宣言）」を制定し、お客さまの大切な個人情報の保護に努めています。

グループ各社の情報資産を統括管理する部署として、コンプライアンス管理室が各種安全管理措置の強化に継続して取り組んでいます。

※「利益相反管理方針」「プライバシーポリシー」の全文は、しずおかフィナンシャルグループのホームページに掲載しています。

### 金融犯罪対策への取組み

振り込め詐欺やカードの偽造・盗難、インターネットへの不正アクセスなどによる犯罪被害の拡大が社会問題化するなか、金融犯罪への対応を統括管理する部署として「マネロン等金融犯罪対策統括室」を設置し、被害発生時の未然防止と被害に遭われた方の救済に取り組んでいます。

### 万一被害に遭われたときの補償制度

預金者保護法および「全国銀行協会の申し合わせ」の趣旨に則り、お客さまが金融犯罪の被害に遭われた場合、次の補償制度により真摯に対応しています。

- ①偽造・盗難カードの不正使用による被害補償
- ②盗難通帳による不正払戻し被害補償
- ③インターネットバンキング等による不正払戻し被害補償

また、振り込め詐欺など、預金口座への振込を悪用した犯罪で被害に遭われた場合は、振り込め詐欺救済法に基づき、犯罪利用口座に残っている資金を「被害回復分配金」として被害者にお支払いしています。

なお、複数の被害者から被害金の支払申請がある場合には、犯罪利用口座に残っている資金を被害額で按分し、お支払いすることになります。



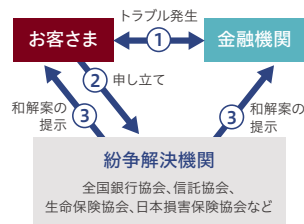
## 金融ADR制度

本制度は、利用者保護を目的として、裁判に代わって簡便かつ迅速に金融分野に関する苦情・紛争を解決する制度で、金融庁が指定した「紛争解決機関」がお客さまと金融機関との間に入り、中立・公正な立場から和解案の提示などを行います。

静岡銀行は、指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人信託協会との間で手続実施基本契約を締結しており、お客さまのご要望により、適切な機関をご紹介します。

また、静銀ティーエム証券は、指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することにより、金融商品取引業等業務に関する苦情・紛争の解決を図っています。

### 金融ADR制度の仕組み



## 各種セキュリティ対策

### カードセキュリティ対策

#### ①不正利用を防ぐために

##### ATMによる「暗証番号変更サービス」の提供

- ATMによりいつでも暗証番号を即時変更することが可能です。
- 生年月日など推測されやすい暗証番号をご利用されているお客さまには、画面へ注意メッセージを表示し、暗証番号変更をお勧めしています。

##### ICキャッシュカードの発行

- 偽造が難しく、スキミングなどによる不正使用防止に有効なICキャッシュカードを発行しています。

※2023年7月1日現在、「しずぎんICカード」「しずぎんjoyca一体型」の2種類のICキャッシュカードを発行しています

#### ②被害の拡大を防ぐために

##### 「ATMご利用限度額変更サービス」の提供

- 磁気ストライプ型「しずぎんカード」の一日あたりのATM出金限度額（現金出金とお振込取引の合計金額）を、原則50万円としています。
- 「しずぎんICカード」をご利用のお客さまは、申込み時に出金限度額を300万円以内に指定できます。

##### 「ATMによる異常取引検索システム」によるモニタリング

- 異常なカード取引を早期に把握するため、検索システムを導入し、モニタリングを実施しています。

### インターネットセキュリティ対策

#### ①個人インターネットバンキング

- インターネットバンキングご利用中のデータ送受信に強力なSSL暗号化を施すことで、お客さまの個人情報やパスワードを保護しています。
- モバイルアプリではパスワード、生体認証などにより本人確認を行っています。
- 資金移動時はワンタイムパスワードを利用した強度の高い認証を行うことで、第三者のなりすましを防止します。
- お客さまのお取引に不審な動きがないか、監視を行うことで不正な取引や詐欺取引を早期に発見し、防止します。

#### ②お客さま情報の保護

- 無担保ローンの仮申込みなどでホームページに入力いただいたお客さまの情報を暗号化して管理しています。

#### ③フィッシング・MITB攻撃対策

- 静岡銀行のホームページを偽造したサイトに重要情報を送信しようとした場合に警告メッセージを表示するフィッシング・MITB攻撃対策ツール「PhishWallプレミアム」を提供しています。

#### ④法人向けインターネットバンキング

- カメラ付トークンを使用して取引内容に改ざんがないか確認し実行する「トランザクション認証」を採用しています。
- 「電子証明書」で利用するパソコンを限定して、なりすましによる不正使用を防止しています。

## バリアフリー化の取組み



目の不自由なお客さまに対して、スムーズにATMをご利用いただけるよう、すべてのATMを「音声案内用ハンドセットを備えた視覚障がい者対応ATM」としています。あわせて、より安心してご利用いただけるよう、以下の取扱いも行っています。

### ■行員による代筆・代読の取扱い

「新規の預金口座開設」「引き出し」「預け入れ」「振込」などの書類について、お客さまより代筆のご依頼がある場合には、代筆者1名および複数行員（2名以上）の立会いのもと対応させていただきます。また、代読のご依頼がある場合には、お取引に関する書類などを行員が代読させていただきます。

### ■窓口における振込手数料の取扱い

「振込」の手続きに際して、インターネットバンキングサービスやATMの操作が困難なため、窓口での取扱いを希望されるお客さまには、手数料をインターネットバンキングサービスでの振込と同額にさせていただきます。

